

# 京都光華大学・短期大学部公的研究費管理規程

平成 19 年 10 月 29 日	制定
平成 25 年 7 月 1 日	改正
平成 27 年 1 月 8 日	改正
平成 28 年 2 月 25 日	改正
令和 3 年 9 月 9 日	改正
令和 8 年 3 月 12 日	改正

## (目 的)

- 第 1 条 この規程は、京都光華大学及び京都光華大学大学院（以下「大学」という。）並びに京都光華大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）における文部科学省等又は文部科学省が所管する独立行政法人等（以下「交付機関」という。）から配分される公的な研究資金（以下「公的研究費」という。）について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 26 年 2 月 18 日改正 文部科学大臣決定）」に基づき、不正を防止し、その適正な運営、管理及び監査を実施することを目的とする。
- 2 公的研究費の運営、管理及び監査については、交付機関が定めた公的研究費に関するルールその他別の定めがある場合のほか、この規程に定めるところによる。

## (法令等の遵守等)

- 第 2 条 公的研究費にかかわる者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」その他関係する法令等、学校法人光華学園（以下「学園」という。）、大学、及び短期大学部の規程・基準等の規定を遵守し、公的研究費の適正な使用及び管理に努めなければならない。
- 2 第 3 条に掲げる研究者は、交付された公的研究費を当該研究に必要な経費のみに使用し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

## (定義)

- 第 3 条 研究者とは、大学及び短期大学部の専任教員ならびに学長が大学及び短期大学部において公的研究費の申請資格を有すると認めた者とし、公的研究費に基づく研究の研究代表者又は研究分担者であるものとする。
- 2 不正とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、謝金の請求等、虚偽の書類によって交付機関及び本学の規程、法令等に違反した公的研究費の使用等とする。

## (最高管理責任者・統括管理責任者)

- 第 4 条 最高管理責任者、統括管理責任者及び事務局責任者を置く。
- 2 最高管理責任者は、大学及び短期大学部全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者であり、学長がこれに当たる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、第 4 項に規定する統括管理責任者及び第 5 条に規定するコンプラ

イアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

- 4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補助し、公的研究費の運営及び管理について学部（短期大学部を含む）を統括する者であり、副学長がこれに当たる。
- 5 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学・短期大学部全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。
- 6 事務局責任者は、大学及び短期大学部の公的研究費の運営及び管理について実質的な管理を行う者であり、事務局長がこれに当たる。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 部局等（事務局を含む。以下この条において同じ。）における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局等の長（事務局にあっては、財務を担当する理事）をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。

(2) 不正の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 研究者が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

（行動規範）

第6条 公的研究費の不正防止のため、研究者等に対する行動規範を策定して、研究者等の意識向上を図る。

（不正防止に対する研修等）

第7条 最高管理責任者は、不正を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正を発生させる要因に対する具体的な不正防止計画を策定し、実施しなければならない。

- 3 前2項に係る事務は、学長戦略推進部において行う。

（誓約書）

第8条 研究者等は、各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守すること、不正を行わないこと及び不正を行った場合の責任負担等を明記した誓約書を、最高管理責任者に提出するものとする。

- 2 前項の誓約書が提出されない場合は、公的研究費の運用及び管理に関わることができ

ないものとする。

(不正事案の調査委員会)

第9条 不正事案を調査するために不正事案調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 事務局長
- (5) 財務部長
- (6) 学長戦略推進部長
- (7) その他学長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、学長がこれに当たる。

4 事務局責任者は、不正事案が明らかになった場合、速やかに理事長に具申し、光華学園就業規則(昭和40年4月1日制定)第32条の規定により、賞罰委員会に諮る。なお、不正があったと認められた者については、氏名の公表等を行うものとする。

5 事務局責任者は、前項に加え、不正な取引に関与した業者に対し、取引停止等の処分を行わなければならない。

6 不正に係る調査の体制・手続等に関する規程は別に定める。

(相談窓口)

第10条 効率的な研究遂行を適切に支援するため、公的研究費に係る事務処理手続及び公的研究費のルール等に関する学内外からの相談窓口を置き、学長戦略推進部がこれに当たる。

(公的研究費に係る諸手続及び管理等)

第11条 公的研究費に係る諸手続及び管理等は、研究者に代わり、事務局が行う。

2 公的研究費申請に係る事務は、学長戦略推進部において行う。

3 公的研究費に係る経理関係の諸手続及び管理は、財務部において行う。

4 公的研究費に係る納品検収業務は、学長戦略推進部において行う。

5 研究者が行う交付請求の受付、旅費交通費の管理、謝金等の管理は、学長戦略推進部において行う。

6 第2項から第5項に定める手続等については、交付機関が定めた公的研究費に関するルールその他別の定めがある場合のほか、以下の規程、「経理規程」(昭和47年4月1日制定)、「固定資産及び物品管理規程」(平成6年3月24日制定)、「光華学園固定資産及び物品調達規程」(昭和51年10月1日制定)、「公的研究費に係る納品検収内規」(平成24年4月1日制定)、その他学園、大学、及び短期大学部の規程基準等を準用する。

(公的研究費の区分)

第12条 最高管理責任者は、交付機関の定めに従い、公的研究費のうち、研究の遂行に必要な経費(以下「直接経費」という。)及び研究の実施に伴う大学及び短期大学部の管理等に必要な経費(以下「間接経費」という。)に区分して管理するものとする。

(直接経費の取扱)

第13条 直接経費は、研究者に代わり、学園が開設する銀行口座において管理する。

- 2 口座管理責任者は財務部長とする。
- 3 公的研究費の交付を受けた研究者が、本学以外の研究機関に所属することとなる場合で直接経費に残額があるときは、当該研究者が新たに所属することとなる研究機関に当該残額を送金するものとする。
- 4 直接経費に関して生じた利子は、研究の遂行に使用するものとする。

(間接経費の取扱)

第14条 間接経費の交付を受けた研究者は、受領後速やかに間接経費を学園に譲渡するものとする。

- 2 間接経費の使途については、「間接経費の執行に係る方針」により別に定める。
- 3 第1項の研究者が、間接経費を受け入れる他の研究機関に所属することとなる場合で間接経費に残額があるときは、当該残額を当該研究者に返還するものとする。
- 4 前項の間接経費の返還にあたっては、当該研究者が新たに所属することとなる研究機関に対しその額を通知するとともに、当該研究者に返還する間接経費を送金するものとする。
- 5 第1項の研究者が、間接経費を受け入れない他の研究機関に所属することとなる場合には、交付機関の承認を得た上で、未使用の間接経費を交付機関に返還するものとする。

(設備備品の寄付)

第15条 直接経費において、「固定資産及び物品管理規程」第9条に規定する機器備品および用品を取得した研究者は、直ちに学園に現物寄付しなければならない。ただし、研究遂行上直ちに寄付することが困難である場合には、交付機関の承認を得て、相当期間寄付を延期することができる。

- 2 研究者が他の研究機関に所属することとなる場合で前項に基づく現物寄付済みの機器備品および用品を新たに所属することとなる研究機関で使用することを希望する場合には、当該機器備品および用品を研究者に返還するものとする。

(分担金の送付等)

第16条 研究代表者が研究分担者に対して分担金を配分する場合には、当該研究代表者が研究分担者承諾書を徴取し保管するものとする。

- 2 研究者が異動する場合の公的研究費の送金、研究を中止又は廃止する場合の返還についても前項を準用する。

(通 報)

第17条 公的研究費の運営及び管理を適切に行い、不正を防止するために、不正に係る情報の通報窓口を置き、学長戦略推進部がこれに当たる。

- 2 学長戦略推進部長は、通報があったとき、直ちに事務局責任者に報告しなければならない。
- 3 事務局責任者は、前項の報告があったときは直ちに最高管理責任者に報告するととも

に、必要に応じて第9条に規定する委員会に調査を依頼する。

- 4 不正事案調査委員会委員長（最高管理責任者）は、通報者の保護の徹底を図ると共に、誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じなければならない。

（不正防止に向けた措置）

- 第18条 不正の防止に向けた取組みの状況を本学の公式ホームページ等で公表するとともに、その施策を確実にかつ継続的に推進するものとする。

（取引業者との癒着防止）

- 第19条 発注又は契約する際は、会計規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。
- 2 100万円以上の取引業者に対しては、第8条1項の誓約書を徴取する。

（出張の確認）

- 第20条 研究遂行上必要となる出張については、予め所属長からの承認を得るものとし、出張後は出張報告書及び出張の事実を証明するものを提出しなければならない。

（モニタリング等の内部監査）

- 第21条 公的研究費の適正な管理のため、内部監査を実施する。
- 2 監査担当は、監査部（業務・財産監査室）がこれに当たる。
- 3 内部監査は、毎年度会計書類のほか、この規程に定める組織、体制の検証を行う。
- 4 前項の監査に当たっては、監事監査及び公認会計士監査と連携を図り、不正の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

（改廃）

- 第22条 この規程の改廃については、大学運営会議で審議する。

附 則

- この規程は、平成19年10月29日から施行する。
- この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- この規程は、平成27年3月1日から施行する。
- この規程は、平成28年3月1日から施行する。
- この規程は、令和3年9月9日から施行する。
- この規程は、令和8年4月1日から施行する。